

東京学芸大学体育施設運営委員会規程の一部改正について（案）

現 行	改 正 （案）
（目的） 第1条 本学における体育館、競技場等体育施設（以下「体育施設」という。）<u>運営の円滑</u>を期するため、本学に、東京学芸大学体育施設運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。 （組織） 第2条 委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。 (1) <u>健康・スポーツ科学学科主任</u> (2) <u>健康・スポーツ科学学科所属教官</u> 3名 (3) 人事課長 (4) <u>主計課長</u> (5) 学生サービス課長 (6) <u>教育学部事務長</u> 2 前項第2号の委員の任期は、就任の日から起算して3年とする。 3 委員会に委員長を置き、<u>健康・スポーツ科学学科主任</u>をもって<u>これにあてる。</u> 〔省略〕 （庶務） 第6条 委員会に関する庶務は、<u>教育学部事務部</u>が<u>これを</u>処理する。	（目的） 第1条 本学における体育館、競技場等体育施設（以下「体育施設」という。）<u>の円滑な運営</u>を期するため、本学に、東京学芸大学体育施設運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。 （組織） 第2条 委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。 (1) <u>健康・スポーツ科学講座主任</u> (2) <u>健康・スポーツ科学講座所属教員</u> 3名 (3) 人事課長 (4) <u>学系支援課長</u> (5) 学生サービス課長 (6) <u>施設企画課長</u> 2 前項第2号の委員の任期は、就任の日から起算して3年とする。 3 委員会に委員長を置き、<u>健康・スポーツ科学講座主任</u>をもって<u>充てる。</u> 〔省略〕 （庶務） 第6条 委員会に関する庶務は、<u>総務部学系支援課</u>が処理する。 <u>附 則</u> 1 <u>この規程は、平成16年4月1日から施行する。</u> 2 <u>改正前の東京学芸大学体育施設運営委員会規程第2条第1項第2号の規定により選出された委員については、改正後の規程第2条第1項第2号の規定により選出されたものとみなす。</u>